



平成 27 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 住友電気工業株式会社  
代 表 者 名 社長 松本 正義  
(コード番号 5802 東 名 福)  
問 合 せ 先 広報部長 野田 太郎  
TEL:06(6220)4119

自動車用ワイヤーハーネス関連製品及びヒーターコントロールパネルに係る  
米国集団民事訴訟の和解について

当社および連結子会社である住友電装株式会社（以下、住友電装）、Sumitomo Electric Wiring Systems, Inc.（以下、SEWS）、Sumitomo Wiring Systems (U.S.A.) Inc.（以下、SWS-USA）は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において集団民事訴訟を提起されておりましたが、下記のとおり、平成 27 年 9 月 15 日（米国時間）付で原告の一部である間接購入者原告との間で和解に合意しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社および住友電装、SEWS、SWS-USA は、自動車用ワイヤーハーネス関連製品及びヒーターコントロールパネルの取引に関する米国競争法違反により損害を被ったとして、平成 23 年 10 月以降、米国で損害賠償を請求する集団民事訴訟を提起されておりました。このたび、原告の一部である間接購入者原告（自動車ディーラ原告及び最終消費者原告）との交渉の結果、和解合意に至りました。

2. 和解の相手方

間接購入者原告（自動車ディーラ原告及び最終消費者原告）

3. 和解の内容

和解金：50 百万米ドル

なお、本和解につきましては、今後、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所の承認が必要となります。

4. 業績に与える影響

平成 27 年 5 月 15 日に公表しました平成 28 年 3 月期第 2 四半期累計期間及び通期の連結業績予想について、本件による修正はありません。

本集団民事訴訟は、平成 21 年までの違反行為に基づく損害賠償請求であり、新たな違反行為が発見されたものではありませんが、当社は、平成 22 年 6 月に「競争法コンプライアンス規程」を制定し、専任組織等による運用体制を構築するなど、グループ全体の競争法コンプライアンス体制を強化しており、今後とも、競争法コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、公正な事業活動の実践に真摯に取り組んでまいります。

以上